Ⅱ．介護認定審査会の構成

介護認定審査会は、厚生労働省令による要支援認定基準及び要介護認定基準に照らしあわせて、以下の通りの審査判定を行います。

① 要介護状態又は要支援状態に該当すること。

② 要介護状態・要支援状態である場合には、要介護認定基準、要支援認定基準で定める区分（要介護状態区分等）

③ 必要に応じて、介護認定審査会としての意見を付します。

要支援状態、要介護状態は以下の通り定義されています。

要支援状態	身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間（６月間）にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために厚生労働省令で定める期間（６月間）にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態。
要介護状態	身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間（６月間）にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態。

また、要支援状態区分、要介護状態区分ごとの状態は以下の要介護認定等基準時間にある状態、又はこれに相当すると認められる状態です。

要支援 1	要介護認定等基準時間が25分以上32分未満
要支援 2	要支援状態のうち、要介護認定等基準時間が32分以上50分未満

要介護 1	要介護状態のうち、要介護認定等基準時間が32分以上50分未満
要介護 2	要介護認定等基準時間が50分以上70分未満
要介護 3	要介護認定等基準時間が70分以上90分未満
要介護 4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満
要介護 5	要介護認定等基準時間が110分以上

なお、要支援及び要介護状態における要介護認定等基準時間は、以下に示す行為の区分ごとの合計により推計されます。

直接生活介助	入浴、排泄、食事等の介護
間接生活介助	洗濯、掃除等の家事援助等
問題行動関連行為	徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
機能訓練関連行為	歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
医療関連行為	輸液の管理、じょくそうの処置等の診療の補助等

それぞれの推計方法については、**資料1 ： p.44～53**を参照してください。
このとき、直接生活介助については、食事、排泄、移動、清潔保持にわけて推計されます。